目

次

示

第二千三号

平成二十一年

十二月十日

曜

日 九2中「南巨摩郡鰍沢町鰍沢」を「南巨摩郡富士川町鰍沢」に、「南巨摩郡増穂町

山梨県知事

横

内

正

明

木 南巨摩郡鰍沢町」を「南巨摩郡富士川町小室・南巨摩郡富士川町鰍沢」に改める。

### 山梨県告示第三百七十八号

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 所において、この告示の日から平成二十二年一月六日まで一般の縦覧に供する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

平成二十一年十二月十日

山梨県知事 横

内

正

明

県道

路 道路の種類 線 名 甲府笛吹線

道路の区域

六四四 六四四 六四三 六四三 六四三

でで、「一十二番サケる」で	笛欠市八代丁南字互里京一一二二番也先ましから から 笛吹市八代町南字横田二六七六番の二地先	区間
新	旧	の 旧別 新
_ _ _ - 六	六·〇 -=·六	(メートル)
四九七・九	四九七・九	(メートル) 長

# 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正...... 告

六四七

六四六 六四五 六四五 六四四

示

公安委員会

特定非営利活動法人の設立の認証申請...... 県政功績者......

土地区画整理組合の事業計画の変更認可...... 般競争入札について......

河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議...... 道路の供用開始...... 銃猟禁止区域の指定の一部を改正する告示...... 休猟区の指定の一部を改正する告示......

### 山梨県告示第三百七十六号

平成二十二年三月八日から施行する。 休猟区の指定 (平成二十一年山梨県告示第三百十六号) の一部を次のように改正し、

平成二十一年十二月十日

山梨県知事 横 内

正

明

二2中「南巨摩郡増穂町」を「南巨摩郡富士川町」に改める。

### 山梨県告示第三百七十七号

正し、平成二十二年三月八日から施行する。 銃猟禁止区域の指定 (平成十八年山梨県告示第五百四十二号)の一部を次のように改

平成二十一年十二月十日

Щ

梨 県

公

報

第二千三号

平成二十一年十二月十日

## 山梨県告示第三百七十九号

縦覧に供する。 所 ( 峡北支所を除く。) において、この告示の日から平成二十二年一月六日まで一般の 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成二十一年十二月十日

道路の種類

県道

路

線

名

甲府山梨線

山梨県知事 横 内 正

明

Ξ 道路の区域

7	,
Į	Į
ī	l
Ľ	

四二、八	三〇・五~四	新	
>.□□	11.0	旧	甲府市北口二丁目一七〇番の二〇地先まで甲府市丸の内一丁目五五八番の五地先から
(メートル)延 長	(メートル)	の旧別新	区

#### 山梨県告示第三百八十号

所において、この告示の日から平成二十二年一月六日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道 山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務

平成二十一年十二月十日

山梨県知事 横 内 正 明

県道	種道 類の
高下	路
	線
線	名
九五〇番の六地先まで南巨摩郡増穂町大字高下字北畑九四八番の一地先から南巨摩郡増穂町大字高下字北畑南巨摩郡増穂町大字高下字北畑	区間
日年成	(メートル) 長
日 年 平 十二 月 十	期日 開始の

### 山梨県告示第三百八十一号

供する。 山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、 河川法 (昭和三十九年法律第百六十七号) 第十七条第一項の規定により、堤防と道路

平成二十一年十二月十日

河川の名称 富士川水系 渋川

> 山梨県知事 横 内 正 明

> > 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防

Ξ 字西河原八百六十八番地先まで 河川管理施設の位置(中央市極楽寺字西河原八百七十四番二地先から中央市極楽寺

Д 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 中央市長 田中久雄

2 住所 中央市臼井阿原三百一番地

五 管理の内容

1

係るものに限る。)、改築、維持又は修繕 道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。 道路専用施設 (路面 (路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら 以下同じ。) の新設 (道路の附属物に

原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間 平成二十一年十二月十日から道路を廃止するとき又は堤防の公用を廃 止するときまで

#### 公 告

#### 県政功績者

績者は、次のとおりである。 山梨県表彰規則(昭和二十七年山梨県規則第十二号)に基づく平成二十一年度県政功

平成二十一年十二月十日

山梨県知事 横 内 正 明

地 県 特別	遠 皆 髙 清 岡 (鶴 佐 藤 川 野 水	幸巖剛武伸 尚實利 則 弘	郷町岩間二千百二十四番地
特別功績	鶴佐見野	尚實弘	東京都大田区上池台三丁目四十三番二号京都府京都市東山区泉湧寺東林町十四番
県議会	清岡水	武 伸則	韮崎市大草町下條西割三百八十番地甲府市上町千四百八十四番地
	高野	剛	甲州市勝沼町勝沼二千八百九十三番地
	皆川	巖	甲府市丸の内三丁目六番二号
地方自治	遠藤	幸 利	西八代郡市川三郷町岩間二千百三十番地
	藤巻	義麿	甲斐市西八幡千八百一番地二
	依田	光彌	南巨摩郡身延町梅平千三百十八番地
	目京	豊	南アルプス市桃園七百六十三番地

教育文化 業 河野 田中 堀内 清水 輿石 金子 今村 望月 古屋 山本 山本 山田 安田 日原 岡田 内田 小宮山 光彦 忠雄 良幸 英文 甲子男 保 正 樹 邦 **男** 康弘 俊久 勇夫 東洋男 玲 子 豊行 國男 英司 由勝 俊仁 忠治 又男 久男 忠直 公守 康雄 定男 清光 徹 二三男 嘉郎 誠 甲府市新田町十三番十号 甲府市屋形三丁目一番三号 甲府市高畑一丁目十三番二十三号 北杜市大泉町谷戸二千三十七番地 韮崎市穂坂町三之蔵三千百八十四番地 中央市西花輪千三百七十三番地 笛吹市石和町井戸百二十九番地 中央市極楽寺四百二十二番地 笛吹市御坂町夏目原六百五十六番地 神奈川県川崎市川崎区四谷上町十三番五号 甲府市飯田四丁目十番六号 甲府市朝日一丁目十一番七号 上野原市上野原二千六十八番地 笛吹市石和町今井百七十九番地 南アルプス市飯野二千五百七十六番地 甲府市緑が丘一丁目十七番九号 韮崎市円野町下円井二千二百三十六番地 北杜市須玉町小尾八千三百七十番地 笛吹市春日居町国府三百三十五番地 甲州市勝沼町小佐手千五百九十三番地 韮崎市本町一丁目十四番十五号 南アルプス市沢登四百番地 南都留郡山中湖村山中三百六十七番地の三 山梨市下石森千七十八番地 山梨市市川五百八十番地一 甲府市住吉四丁目七番十七号 韮崎市穗坂町三之蔵五千三百十六番地 笛吹市春日居町鎮目千四百七十七番地二 甲斐市志田百二十九番地 都留市大幡二千八百十番地 山梨市三富川浦三百五十番地 南巨摩郡南部町本郷三千百二十五番地 北杜市武川町牧原六百八十九番地 南巨摩郡増穂町青柳町五百六十二番地の 韮崎市穂坂町三ツ澤二千八百二十六番地 山梨市牧丘町城古寺六百七十五番地 南巨摩郡身延町飯富千五百八番地

産

社会福祉 清水 貴家 土屋 谷口 齊藤 長藏 榮司 金藏 甲府市酒折一丁目十五番二十号 笛吹市石和町市部六百五番地二 笛吹市八代町南三千八百三番地十五 南巨摩郡増穂町長澤二千二百五番地 韮崎市藤井町南下條六百九十三番地

保健衛生 島田

環境

甲府市荒川一丁目五番六号

髙相 冨裕 滋子 和彦 和哉

甲府市大手一丁目四番十号 東京都板橋区稲荷台十八番六号 甲府市岩窪町五百二十九番地一 南アルプス市藤田二千四百五十四番地十 甲府市下飯田三丁目九番十二号 南アルプス市有野二千七百十一番地

栃本

貞金

## 特定非営利活動法人の設立の認証申請

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。 に備え置いて縦覧に供する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 その関係書類は、県民情報センター 次のとお

平成二十一年十二月十日

山梨県知事

横

内

正

明

申請のあった年月日 平成二十一年十二月一日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

びにその定款に記載された目的

名称 特定非営利活動法人多摩源流こすげ

- 2 代表者の氏名 小泉守
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県北都留郡小菅村四千三百八十三番地
- 4 定款に記載された目的

希望のある源流の郷小菅村の活性化に寄与することを目的とする。 流地域との人的・資金的な連携を一層強固にするために必要な事業を行い、 この法人は、多摩川源流である小菅村の資源の特性や魅力に着目し、下流域と源 元気で

縦覧期間 平成二十一年十二月三日から二十二年二月二日まで

Ξ

土地区画整理組合の事業計画の変更認可

のとおり事業計画の変更を認可した。 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、 次

平成二十一年十二月十日

組合の名称

山梨県知事

横

内

正

明

富士河口湖町小立土地区画整理組合

= 事務所の所在地

南都留郡富士河口湖町小立七百四十九番地

Ξ 施行地区

南都留郡富士河口湖町小立字白木、字出口、字李原、字皮籠石、字大堀、字七本桜

及び勝山字豆塚の各 部

兀 設立認可の年月日

五 変更後の事業施行期間

平成十七年十一月七日

平成十七年度から平成二十七年度まで

六

変更認可の年月日

平成二十一年十二月十日

#### 一般競争入札について

十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月

平成二十一年十二月十日

のである

山梨県知事 横 内 正

明

一 一般競争入札に付する事項

1 購入物品等の名称及び数量

タブレットパー ソナルコンピューター プロジェクター

百九十九台

モバイルスクリーン

百九十九台 百九十九台

百九十九台

プロジェクタカート

ワイヤレスプレゼンテーションユニット

無線LAN子機ユニット

百九十九台 百九十九台

> デスクトップ用無線LAN子機ユニット デスクトップパー ソナルコンピューター 二百十四台 二百十四台

インクジェッ トプリンター

十五台

無線LANアクセスポイント 七百九十七台

2 購入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成二十二年三月三十一日

4 納入場所

知事が指定する場所

5 入札方法

る金額を入札書に記載すること。 であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当す り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者 る額を加算した金額 ( 当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

二 一般競争入札の参加資格

- 1 参加することができる者であること。 に必要な資格等 (平成二十一年山梨県告示第百二十四号)の一に定める競争入札に 平成二十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者
- 2 この公告に示した物品等を確実に納入できる者であること。
- 3 る者であること。 納入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供でき
- 4 指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこ この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局

管理課調度担当 電話〇五五 

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十一年十二月十八日 (金) までの山梨県の休日を定める

所において交付する を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場 条例 (平成元年山梨県条例第六号) に定める県の休日 (以下「県の休日」という。)

3 入札説明会の日時及び場所

平成二十一年十二月十六日 (水)午後二時

山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県県民会館三階 出納局入札室

入札及び開札の日時及び場所

平成二十二年一月二十一日 (木) 午前十時

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館五階 五百七会議室

5

第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 その他山梨県財務規則 (昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。) 反した者の行った入札、 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違 入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札

落札者の決定方法

もって有効な入札を行った者を落札者とする。 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格を

兀

契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

又は百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。 る入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、 入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、 規則第百八条の二 入札説明書で定め

3 契約書作成の要否

契約の締結

を得たときに契約が成立するものとする。 する条例 (昭和三十九年山梨県条例第十三号) に基づき、山梨県議会において議決 に付す必要のある財産の取得であるので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決 この公告に係る契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関

Щ

詳細は、 入札説明書による。

Nature and quantity of the products to be procured

Projectors (199machines)

Tablet PC (199machines)

Portable Projector Screen (199screens)

Cart for Projector/PC (199carts)

Wireless Presentation Unit (199machines)

Wireless LAN Unit (199machines)

Desktop Computer (214machines)

Wireless LAN Unit for Desktop Computer (214machines)

Inkjet Printer (15machines

Wireless LAN Access Point (797machines)

Date and time for tender

10:00AM January 21,2010

ယ Bureau in charge

Procurement Section, Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural

Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan

TEL055-223-1395

#### 公安委員会

## 山梨県公安委員会告示第百二十四号

員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された 委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。 日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則 ( 昭和三十五年山梨県公安 信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委

平成二十一年十二月十日

別表第一中

山梨県公安委員会

委員長 上

利

男

富士川橋南 |平五・||二・二七

梨 県 公 報 第二千三号 平成二十一年十二月十日

っを 七	+:	「別表第」		っを	л. ¬	ΙĆ		っを	
七〇五	七〇五	別表第三中	九 八		九八		六		
市道	市道	# 	線との十男 選売 単		線国の世界の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の		折線 との 甲府市城		折道和田
根打青里三、五四五〇六先から北杜市高根町清里三、北杜市高根町清里三・北土市高根町清里三・北土市高根町清里三・北土市高根町清里三・北土市高根町清里三・北土市高根町	で(一九メートル)で(一九メートル)で(一九メートル)が出れて高根町清里三、五四五・お四五番地六、七二、七五四先まので(一九メートル)が出れている。		線との十字路交差点)国道五二号と市道塩崎町双田橋甲斐市宇津谷四四五番地一先(		線との十字路交差点)国道五二号と市道塩崎町双田橋甲斐市下今井四四五番地一先(		折線との十字路交差点) 市道和田平北深線と市道琢美酒 甲府市城東四丁目一番一号先 (		折線との十字路交差点)市道和田平北深線と市道琢美酒
ス路車 を線両 除バ	く。 く。 、) 除 バ		双田橋北		双田橋北		富士川橋南		
終日	終日		北		北		橋南		
北 杜 告三平 云日成	北 杜 告三平 示日成		告示第一二四号		年		告示第一二四号		第六〇号
告示第七一号三日 年七月二	告示第七一号三日		告示第一二四号平成二一年一二月一〇日		告示第一〇七号		告示第一二四号平成二一年一二月一〇日		
五六〇	五五九	3 3 7	別表第四中に改める。		せの七			七〇六	
スマー (双宮車 中央 線道 自	市道	ក វ			市道			市道	
五〇メートル)で(上り線流出部)(世、五七九番地先ま地二、五七九番地先ま番地二、五九六番地先ま	北側)(二四メートル本側)(二四メートル中央市成島一、七三九中央市成島一、七三九	北側)(二四メートル番地一先(伊藤精米所番地一先)		7 ( )	富士吉田市新倉二、 京四八番地四先から 富士吉田市新倉二、 京のの番地先まで(		(二五五メートル) 富士吉田市新倉二、富士吉田市新倉二、	富士吉田市新倉二、	で(一九メートル)番地二、七五四先ま
車両	車両				。 ) 除車両 く両(			車両(	
へ終日 を終りまれ	東から西	東京の終日西	三 巨 三	でル	、時除休日 きいとして いった。	7	ご 八 時 除 $f$ 時 か く E ま ら 七 を	日曜	
					吉富田士		ị 8		
董 崎 号 告 二 平	府 南 甲 告 月 平	府 阿 ————————————————————————————————————			告 一 平 成 第 一		告 - 第 E	- 平 ) 成 - I	
号 告示第一二四 不成二一年一	告示第八一号平成二一年八	告示第八一号	文   -   -   -     -     -		告示第一二四号 一〇日		告示第一二四号	平成二二年一二月	

山 梨 県 公 報 第二千三号 平成二十一年十二月十日

1	五六三		五六二		五六一	
	回出 りタトス (西動中路 線道 上ン ( 変 重 東央 ) を 流 上ン ( 変 道 自	回入りタトス 3 線 4 イン 転流上ン	スマー 西 動 中 会 マーマー 東 線 道 自	入り タース 路 流 上 ン	ス ( 西動中 双宮車央 葉線道自	出り タート シート と シート
מוחו - ווו - חול		)	回部)、六石メー まで(上り線流・ 番地三先から甲非 甲斐市竜地二、二	(† ± 2)	まで(上り線流地二、五九六番番地五先から甲野市竜地二、	
	回部)(八メートル)は一、五九六番地二、五九六番地二先から甲斐市竜地二先甲斐市竜地二先	<u> </u>	回部)、六石メートルまで(上り線流入部転地二、五七五番地四先番地三先から甲斐市竜甲斐市竜地二、五七八	J	、115人 - ヘレンまで(上り線流入部)地二、五九六番地二先から甲斐市竜地三、五七五年斐市竜地三、五七五年	
- - - -	車両		車両		車両	
え   1   1   1   1			北から南で		北から海南	
	韮崎		韮崎		韮崎	
	号 告 二 平成 第一〇日 年 四		号 告示第一二四平成二一年一		号二月一〇日平成二一年一	
	_  <u>Щ</u> —		<u>и</u> —		<u>и</u> —	
	五 六 七	五 六 六		五 六 五		五六四
	トス(西動中 回入りターイマス 双宮車央 路部 旅下 2	ス ( 西 動 中 イマ双宮車 央 ノ 葉線道自	出りタトス路線下	ス( 西 動 中 ズ 双 宮 車 央 単 線 道 自	入りタトラ 路線 流 下	( ○ 西動中 ( 双宮車央 ( 葉線道
	部)(四〇メートル)部、七四一大のののでででででででででででででででででででできる。 大口二番地名 番地一先から甲斐市竜甲斐市竜地二、七四一	の部)(一五メートルまで(下り線流入部転地三、三七六番地三先番地三先番地三先番地三先番地三先番地三先番地三先番地三先番地三先番地三条番地三条	∄ ∄ } I	で(下り線流出部)(地二、七四五番地一先から甲斐市竜地二、七四五番地先ま番地一先から甲斐市竜甲斐市竜地三、七四二	王 王 )   	で(下り線流入部)( 三、三七六番地二先ま 番地先から甲斐市竜地 番地先から甲斐市竜地
	- トル 報 世 七 ル 転 先 市 四 回 ま 竜	イートル 流入部転 甲斐市竜 ・七四四		・り線流出部)( 七四五番地先ま 七四五番地先ま		〉入部)( 地二先ま ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	車両	車両		車両		車両
	へ 西 両 両 時 東 行	へ 終 日 西 西 で ろ		へ終日 車両進行		北から南
<u> </u>	- - - - - - -	韮 崎		韮 崎		韮 崎
l	号 告 二 平 月 一 〇 日 一 二 四	号 告示第一二四平成二一年一		号 告示第一二四平成二一年一		号告示第一二四二月一〇日

ヮを に改める。 を Щ 別表第十四中 ゼ Ę Ę Ę Ę 梨 三六 三四四 = = 三五 = = = 県 市道 市道鋳 内線 鋳団地 公 報 市道 県道富 場線 春停車 手日野 県道横 市道 市道 湖精進 士河口 線 甲府市国母五丁目 母郵便局) から甲 四番一〇号先 (国 甲府市国母五丁目 産チエリー) まで 府市国母五丁目一 〇番二一号先 (日 第二千三号 所前) 路交差点) 地先 ( 市立武川中学校南側丁字 北杜市武川町山高一、二四四番 甲斐市竜王新町一、〇一九番地 銀座通り西側入口交差点) 甲府市中央一丁目四番七号先( 甲府市下飯田四丁目三番九号先 二二五番地先 ( 町立足和田保育 南都留郡富士河口湖町長浜一、 交差点) 七先 (理容ブルマン北側十字路 路交差点 (下飯田みずみや公園東側十字 平成二十一年十二月十日 100 四六〇 車両 車 両 甲府 北杜 甲府 富士 吉田 Ξ † 韮  $\equiv$ 崎 平成二二年二 平成二一年一〇 月二九日 平成二二年二 平成二二年二 月一〇日 月〇日 平成||年| 月〇日 月一〇日 告示第一二四号 告示第一二四号 告示第一二四号 告示第一二四号 告示第一〇八号 南甲 南甲|平成二 府 三号 五・九 : 士 っに ヮを , に 九四 二八 二八 五 線団地内 軒茶屋 県道一 荊沢線 市道 市 道 五番二一号先(フ 四番一号先 (国母 甲府市国母六丁目 甲府市国母四丁目 とらや)から甲府 アッションハウス 湖橋東詰交差点) 南アルプス市清水 産プリンス山梨販 〇番二一号先 (日 府市国母五丁目一 小通学路) から甲 側入口) まで 番一号先 (市場西 府市国母六丁目四 西交差点) から甲 備)までの両側 までの両側 プス市西南湖四、 差点)から南アル 売㈱) までの両側 市国母五丁目七番 二六〇番地先 (南 (甲西中学校東交 一番四号先 (市場 一六二番地の一先 |号先 ( ㈱国母設 七00 六00 三五〇 原付・ 除く。 除 く。 け ん 引 車両 ( け ん 引 車両 ( 中速車 原付・ 高速車 <u>\</u> ر けん引 を除 を を 四〇 四〇 四〇 六五 小笠 南甲 南甲 府 号 平成一六 告示第 告示第 平成二 告示第 日 年||月| 年二月 第一〇号 <u>:</u> 六三・三 二四号 一〇日 二四号 一〇日 年一二月

山 梨 県 公 報 第二千三号 平成二十一年十二月十日

, に ヮを 九四 九 五 八〇 六六 九五 一、 五 \_ 五 五 梨環状 荊 軒 県 済 屋 一 荊 軒 県 派 屋 一 削除 玉穂中 内回り 道路・ 中央線 ル 崎 ス ア 県道韮 地一先 ( 玉穂中央成島一、四二五番 湖四、二六〇番地南アルプス市西南 甲西中学校東交差 先 (南湖橋東詰交 起点) から中央市 穂中央オフランプ 両側 の両側 オフランプ終点) 八一番地三先 (玉 中央市成島一、六 ス市西南湖一、七 南アルプス市清水 差点)から南アル 路交差点) までの 点)から南アルプ 一六二番地一先( 七八四番地先まで プス市西南湖一、 八四番地先 (十字 = 四〇〇 1、100 兀 け 原 車 ん 付 向 を 引・ ( サ ん 引 ( 自動車 除く。 <u>\</u> ن を 除 Ē 四〇 四〇 原年二月二 府 年七月九 ス ルフ 年 二 月 ス ルプ 年 二 月 二四号 一 告示第一 ---\_ 号 三日 告示第六 四号 告示第一 ヮを に改める。 別表第十五中 ランプ

八 - - 六	八 一、 六	八 〇 六
市道	市道	) ラ 央 玉 内 道 梨 ( 中 ル 崎 県 ンオ 穂 回 路 環 新 央 プ 南 道 プ フ 中 り ・ 状 山 線 ス ア 韮
差点)までの両側 地橋北詰)から甲 ・ での両側 ・ での両側 ・ での両側 ・ での両側	までの両側 (西高橋交差点)から甲府市西高橋で差点) から甲府市西高 (西高橋交差点)	まで 根中央市成島一、八一番地三先(玉穂中央オフランプ終点)から中央市 が島一、四二五番 がら中央市
六 八 〇	四五〇	二 四
)除 け原車 く ん付向 。を引・(	く。 ) を	自動車
<u>П</u> О	ΞΟ	回〇
韮崎	府 南 甲	府 南 甲
二 告 一 年 平 四 示 日 二 二 号 用 月 一	二 告 一 年 平 四 示 日 二 二 号 第 一 月	八告日年平号示 七二二六 九二

ĺĆ に改める。 を を 別表第十六中 Щ 四四 四四  $\equiv$  $\equiv$ 梨 県 線屋一県荊軒沢茶道 線 団 市地 道内 鋳 内 鋳 市線 団 地 道 削除 公 報 ○番地先から中巨摩 〇番二一号先 (日産 甲府市国母五丁目一 両側 甲府市国母五丁目一 湖字西河原四、二六 プリンス山梨販売㈱ サニー 甲府南営業所 中巨摩郡甲西町西南 での両側 場西入口交差点)ま 〇番二一号先 (日産 郡甲西町西南湖六〇 丁目一番四号先 (市 丁目四番一九号先 ( 二村古物商) までの 六番地先までの両側 第二千三号 から甲府市国母六 から甲府市国母五 平成二十一年十二月十日 四〇 四五〇 車両 車両 車両 終日 終日 終日 小 笠 南甲 南甲 南ア 原 府 府 ス ルプ年二二月 平成二 平成二 告示第 四七号 六〇・一 告示第 四九・四 二四号 年一二月 一〇日 <u>-</u> -\_ 四 号 一〇日 一六号 ヮを 一一、四七〇 \_ 四七四 四七三 四七二 四七一 四七〇 町道 中央自 中央自 市道 市道 町道 出部転 西宮 憩 トイン スマー 西宮線 動車道 回路) り線流 ター下 ター下 トイン スマー (双葉 (双葉 進車両) 進車両)番地一二先 (丁字路交差点・南南巨摩郡増穂町小林一、三二九 車両) 甲斐市竜地二、七四五番地先 中央市大田和八三六番地先 (蓮 ㈱国母設備北東側十字路交差点 甲府市国母五丁目七番二号先( 下り線流出部 甲斐市竜地三、三七六番地三先 重寺北西側丁字路交差点・西進 番地一二先 (丁字路交差点・南南巨摩郡増穂町小林一、三二九 ・北進車両) (下り線流出部転回部) 韮崎 鰍沢 鰍沢 韮 南甲府 南甲府 月二九日 平成二二年二 月〇日 平成二 年二 平成||年|| 平成二一年一 平成二一年一〇 告示第一二四号 月一〇日 告示第一二四号 月一〇日 告示第一二四号 月一〇日 告示第一二四号 月二九日 平成二二年10 告示第一〇八号 六五三 告示第一〇八号

山 梨 県 公 報 第二千三号 平成二十一年十二月十日

		っに別改													_												.
	八三	「別表第一												_											_		
		別表第十七中	四七八		四七七									四七六											四七五		
	市道		市道		市道	入部)	リ 線 流 -	タ I 上	トイン	スマー	( 双葉	西宮線	動車道	中央自		出部)	じ終済	) 点	Э   .   .	トイン	スマー	( 双葉	西宮線	動車道	中央自	出部)	
丁目四番一号先一5甲府市国母六			車両) 東西) 大月市大月町花咲一、二三八番	車面)	世前〉 地四五先(十字路交差点・南進大月市大月町花咲一、二三八番								(上り線流入部)												甲斐市竜地二、五七九番地六先		
	車両														+												. :
	終日		大月		大月									韮崎											韮崎		
- - - - - -	府甲一六号		告示第一二四号 平成二一年一二	告	月一〇日 平成二一年一二							告示第一二四号	月一〇日	平成二二年一二									告示第一二四号	月一〇日	平成二二年一二		
		,																									_
に改める。			四 四 二	を					[.	<u>Д</u> Д	7	ľĆ										一 八 三	7	を			-
		<u>4</u>	泉団市地道内鋳				Į.	为 泉	团	市道												市道					-
	)までの両側 発(㈱国母設備	五丁目七番二号から甲府市国母の人とらや)			両側 エリー) までの	五丁目一〇番二	から甲府市国母			一甲府市国母五丁				(株) までの両側	リンス山梨販売	一号先 (日産プ	一 五丁目一 〇番二		から甲分方国母	国母小通学路グ	目四番一号先(	甲府市国母六丁				での両側(丸善石油)ま	
			100						[.	四六〇												六〇〇					-
			———— 車 両						<u> </u>	車両												車両					•
			終日							終日			$\mid$									終日					•
			 府 南 甲							南甲			$\mid$							J		南甲					
Ĺ		二告一四示(号第一	- 年 平 O 一 成 日 二 二 月 一				-			· 五 · 九								日子	告示第一		年 月	平成二					- []

っを に改める。 Щ 別表三十三中 Ξ 梨 県 韮 甲府 線 島 道 削除 公 報 第二千三号 点) 地の一先(希望ケ丘団地入口交差 北巨摩郡双葉町竜地三、〇三七番 平成二十一年十二月十日 三平元・一一・二 告示第一二四号 平成二一年一二月一〇 六五五

発行者	山梨
山梨	県公報
県	第二
甲府市丸の内一丁目六番一号	第二千三号
7一丁目六	平成二十一年十二月十日
番一号	年十二月七
印	日
印刷所株	
㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
丁目六番	
	六五六
	六